

令和元年度石川県農業活性化協議会 第2回通常総会

日 時：令和元年12月16日(月)

13:30～

場 所：県庁「1109会議室」

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 情勢報告

4. 議事録署名人選出

5. 議 事

議案1

令和2年産の需要に応じた米等の生産について

議案2

令和2年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分について

議案3

令和2年産主食用米の地域協議会間調整の実施について

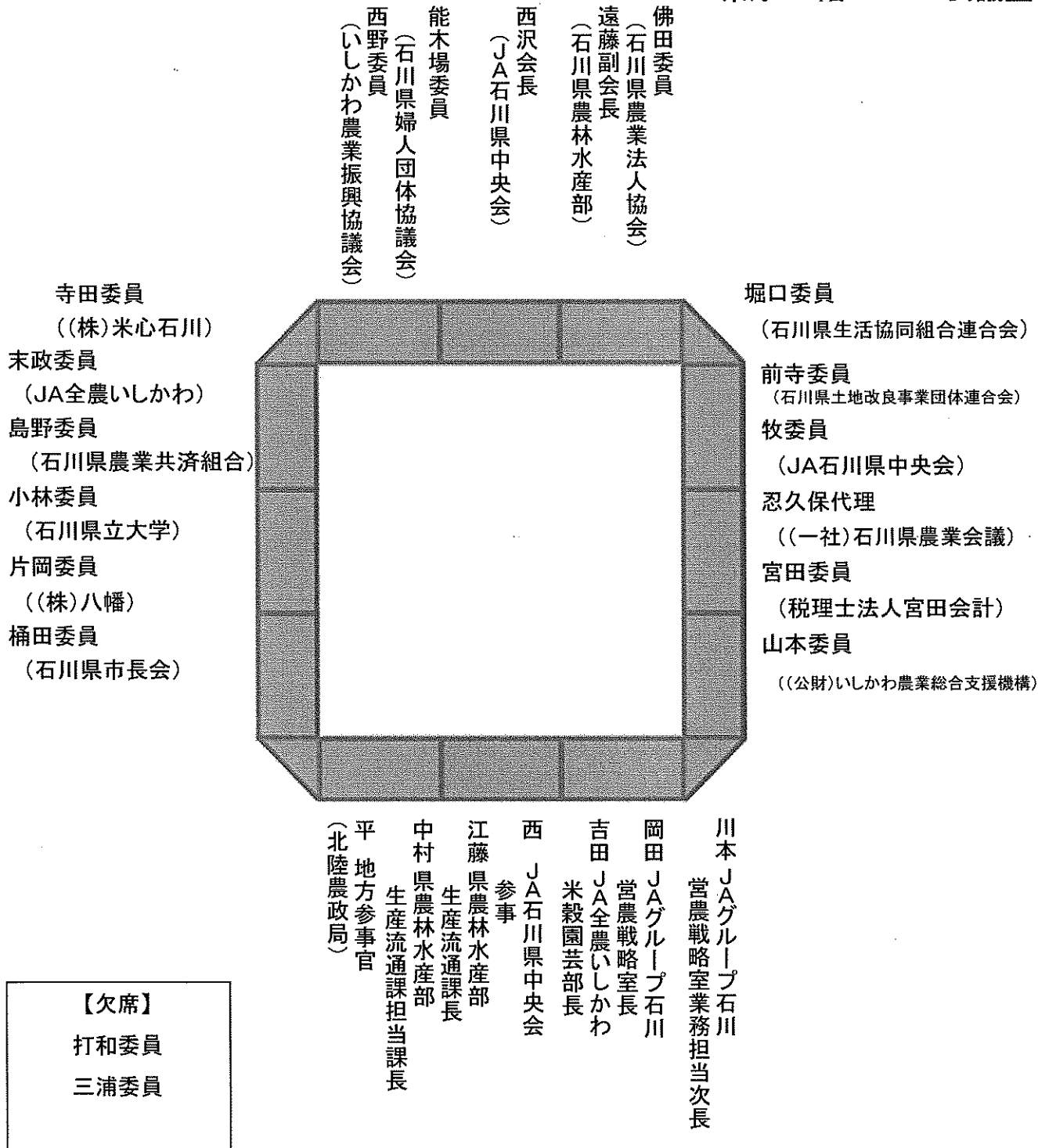
議案4

令和2年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について

5. 閉 会

令和元年度 石川県農業活性化協議会 第2回通常総会（座席表）

令和元年12月16日(月) 13:30から
県庁11階 1109会議室



事務局

石川県農業活性化協議会 委員名簿

(50音順)

打 和 浩 之	石川県町長会 事務局長	
遠 藤 知 庸	石川県 農林水産部長	(副会長)
桶 田 光 一	石川県市長会 事務局長	
片 岡 敏 雄	(株) 八幡 常務取締役	
小 林 雅 裕	石川県立大学 名誉教授	
島 野 克 己	石川県農業共済組合 専務理事	
末 政 満	全国農業協同組合連合会石川県本部 県本部長	
寺 田 吉 浩	(株) 米心石川 代表取締役専務	
西 沢 耕 一	石川県農業協同組合中央会 代表理事会長 (会 長)	
西 野 純 一	いしかわ農業振興協議会 副会長	
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長	
(新) 佛 田 利 弘	石川県農業法人協会 会長	
(新) 堀 口 亮 一	石川県生活協同組合連合会 専務理事	
前 寺 清 一	石川県土地改良事業団体連合会 専務理事	
牧 康 晴	石川県農業協同組合中央会 専務理事	
松 村 一 美	(一社) 石川県農業会議 事務局長 (監 事)	
(新) 三 浦 富士夫	いしかわの農地活用連絡調整会 会長	
宮 田 吉 弘	税理士法人 宮田会計 相談役 (監 事)	
山 本 藤 潤	(公財) いしかわ農業総合支援機構 事務総コーディネーター	

情勢報告資料

令和元/2年及び令和2/3年の主食用米等の需給見通し(令和元年11月公表 基本指針)

【令和元/2年】

	(単位:万トン)
令和元年6月末民間在庫量	A 189
令和元年産主食用米等生産量	B 727
令和元/2年主食用米等供給量計	C=A+B 916
令和元/2年主食用米等需要量	D 727
令和2年6月末民間在庫量	E=C-D 189

【令和2/3年】

	(単位:万トン)
令和2年6月末民間在庫量	E 189
令和2年産主食用米等生産量	F 708 ~ 717
令和2/3年主食用米等供給量計	G=E+F 897 ~ 906
令和2/3年主食用米等需要量	H 717
令和3年6月末民間在庫量	I=G-H 180 ~ 189

< 令和2年産主食用米等生産量の見通し >

令和3年6月末民間在庫量が安定供給を確保できる水準(180万トン)となる「708万トン」から主食用米等の需要量の見通しと同水準の「717万トン」までと9万トンの幅をもって設定。

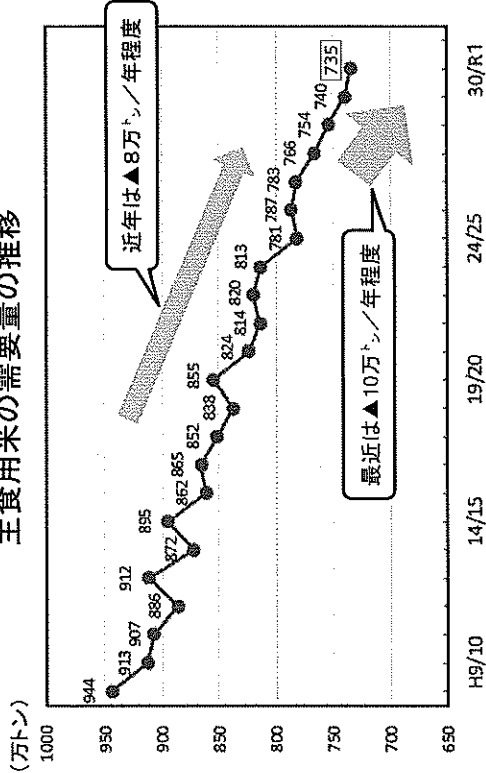
(参考) 令和元年産(平成30年11月基本指針)との比較

元年産 718万トン ~ 726万トン

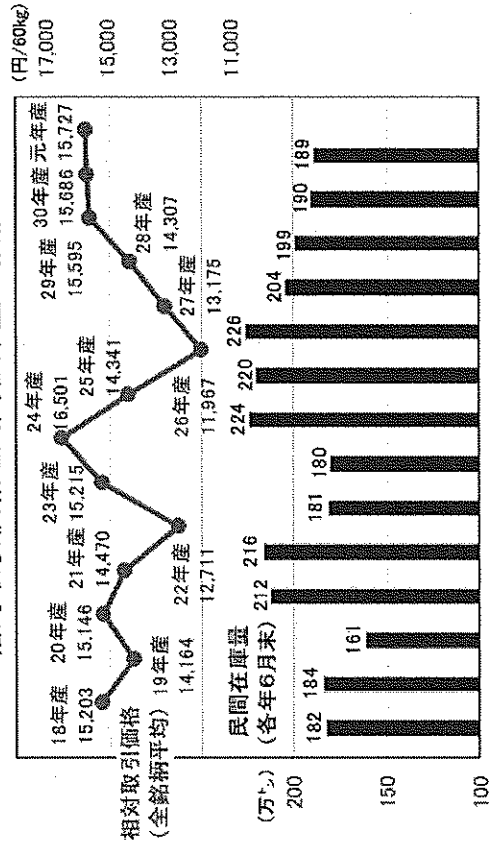


2年産 708万トン ~ 717万トン

主食用米の需要量の推移



相対取引価格と民間在庫量の推移



注: 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月(30年産は翌年8月、元年産は当年10月)までの通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

令和元年産の水田における作付状況(確定値)

- ・ 全国の主食用米の作付面積は、都道府県ごとの増減があるものの、前年実績（138.6万ha）から0.7万ha減少し、137.9万haとなった。
- ・ また、戦略作物等については、備蓄米の作付面積が増加する一方、加工用米及び飼料用米が減少し、その他の戦略作物については、総じて前年並みとなった。

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

(万ha)

	主食用米	備蓄米	戦略作物							
			加工用米	新規需要米			新市場 開拓用米 (輸出用米等)		大豆	その他
				飼料用米	WCS 〔 稲発酵 粗飼料用米〕	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	麦		
H27年産	140.6	4.5	4.7	8.0	3.8	0.4	0.2	9.9	8.7	10.0
H28年産	138.1	4.0	5.1	9.1	4.1	0.3	0.1	9.9	8.9	10.2
H29年産	137.0	3.5	5.2	9.2	4.3	0.5	0.1	9.8	9.0	10.2
H30年産	138.6	2.2	5.1	8.0	4.3	0.5	0.4	9.7	8.8	10.2
R元年産	137.9	3.3	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2

注1：加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS、新市場開拓用米）は取組計画の認定面積。

注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。

注3：その他は、飼料作物、そば、なたね等の面積。

注4：麦、大豆、その他（基幹作のみ）は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。

令和元年産水稲の作付面積及び収穫量(令和元年12月10日公表(最終))

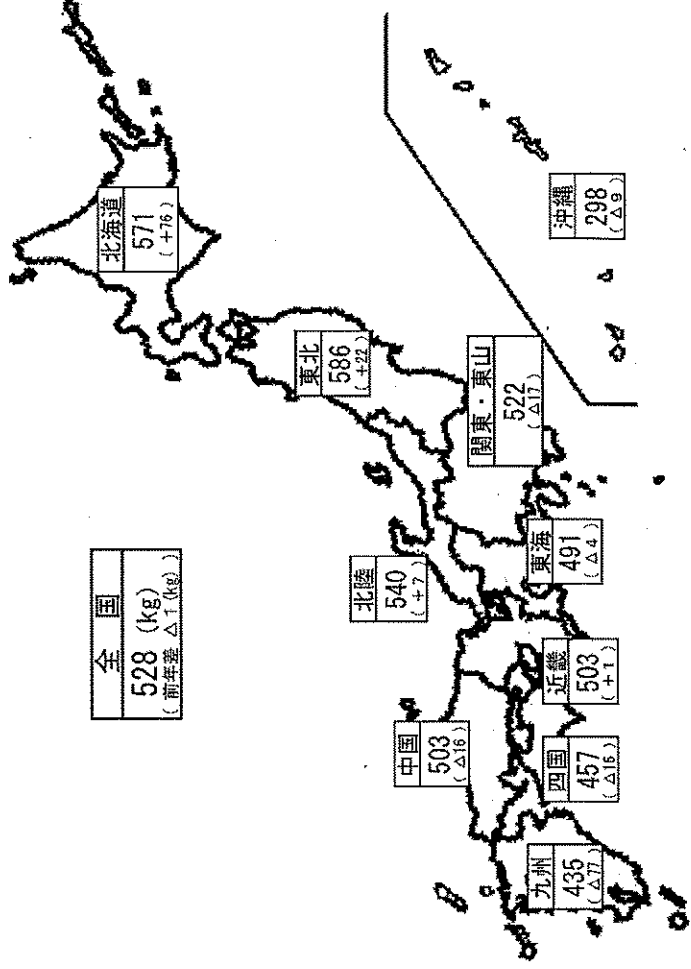
- 令和元年産の全国の主食用米の作付面積は、生産者・産地が主体的に作付判断を行った結果、都道府県ごとの増減があるものの、前年産(138.6万ha)から0.7万ha減少の137.9万haとなった。
- 全国の10a当たり収量は528kg(前年産529kg)で、作況指数は「99」(前年産「98」)、主食用米の収穫量は726万トン(前年産733万トン)となった。

令和元年産水稲の作付面積及び収穫量

全国 農業地域	作付面積(子実用)		10a当たり収量		収穫量(子実用)		参考				
	実数 ①	前年産 との比較 対差 対比	実数 ②	前年産 との比較 対差 対比	実数 ③=①×②	前年産 との比較 対差 対比	主食用 作付面積 ④	収穫量 (主食用) ⑤=④×⑥	作況 指数		
										ha	ha
全国	1,469,000	△1,000	100	528	△1	7,762,000	△18,000	100	1,379,000	7,261,000	99
北海道	103,000	△1,000	99	571	76	588,100	73,300	114	97,000	553,900	104
東北	382,000	2,900	101	586	22	2,239,000	102,000	105	344,600	2,015,000	104
北陸	206,500	900	100	540	7	1,115,000	19,000	102	186,400	1,007,000	101
関東・東山	271,100	800	100	522	△17	1,414,000	△43,000	97	258,400	1,348,000	97
東海	93,100	△300	100	491	△4	457,100	△5,300	99	90,500	444,800	98
近畿	102,600	△500	100	503	1	516,400	△1,100	100	99,000	498,000	99
中国	102,100	△1,600	98	503	△16	513,200	△24,600	95	99,400	499,800	97
四国	48,300	△1,000	98	457	△16	220,700	△12,700	95	47,800	218,500	94
九州	160,000	△400	100	435	△77	696,400	△124,900	85	155,100	674,300	86
沖縄	677	△39	95	298	△9	2,020	△180	92	665	1,980	97

注：1 10a当たり収量及び収穫量は、1.70mmのふるい目幅で選別された玄米の重量である。
 2 収穫量(子実用)及び収穫量(主食用)については都道府県ごとの積上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

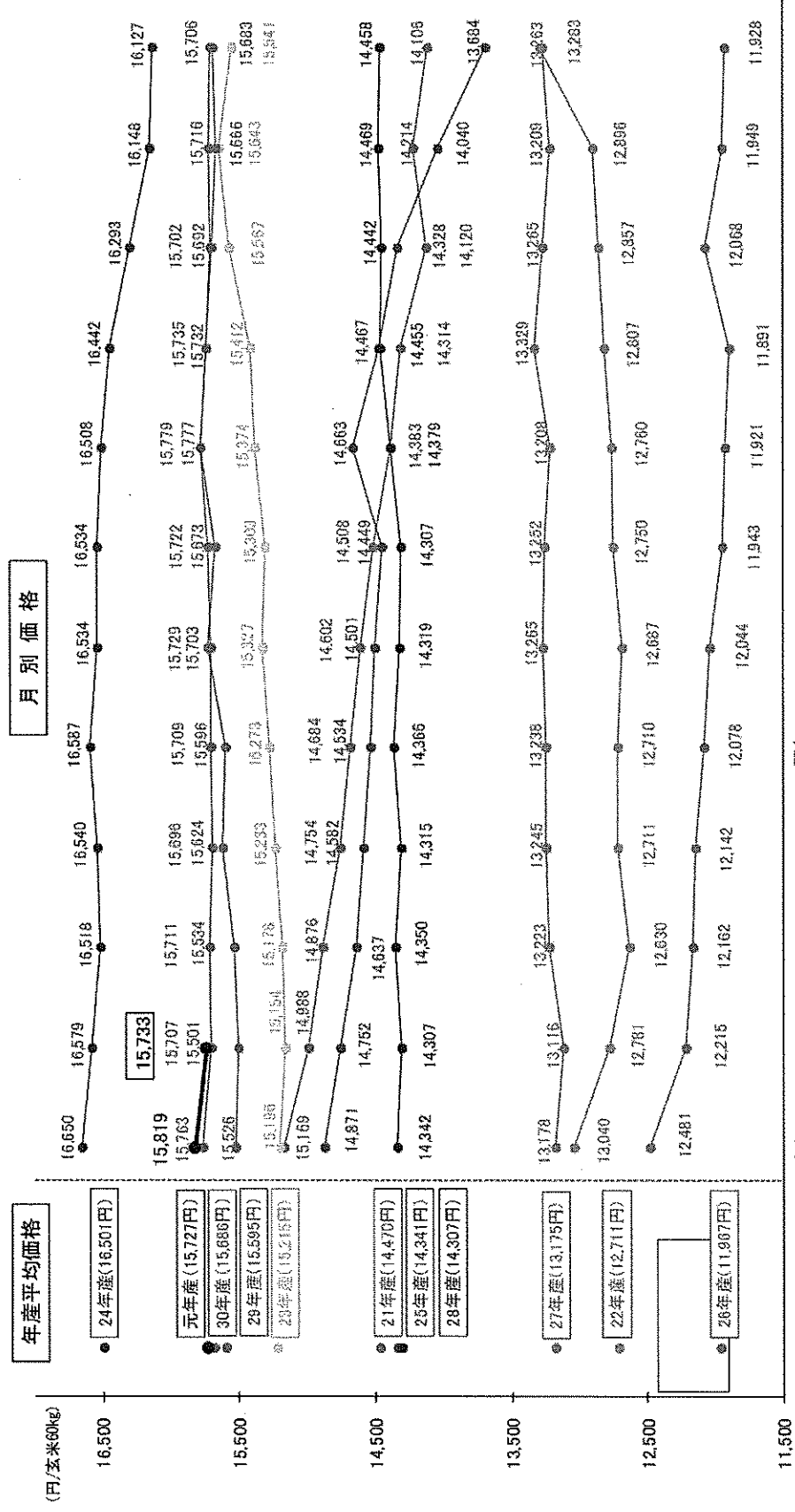
水稲の全国農業地域別10a当たり収量



相対取引価格の推移（平成21年産～令和元年産）

○ 令和元年産米の令和元年10月の相対取引価格は、全銘柄平均で15,733円/60kgとなり、出回りからの年産平均価格は前年産+41円/60kgとなったところ。

相対取引価格の推移（税込）
（全銘柄平均価格）



資料：農林水産省調べ
 注1：運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格である。なお、令和元年10月以降は、軽減税率の対象である米穀の包装代などの品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
 注2：グラフの左側は各年産の通年平均価格（当該年産の出回りから翌年10月（平成30年産は令和元年8月、令和元年産は令和元年10月）まで）、右側は月ごとの価格の推移。

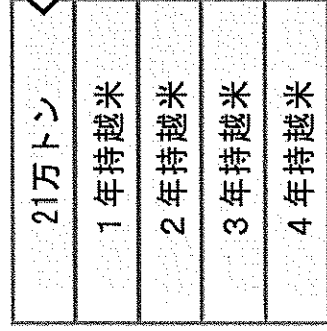
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度
の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却
を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に21万トン（※）程度買入れ、通常
は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度としてきたが、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が平成30年12月30日に発効となったことから、今後は「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度となる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則21万トン程度×5年間程度→100万トン程度



播種前契約による買入



5年持越米

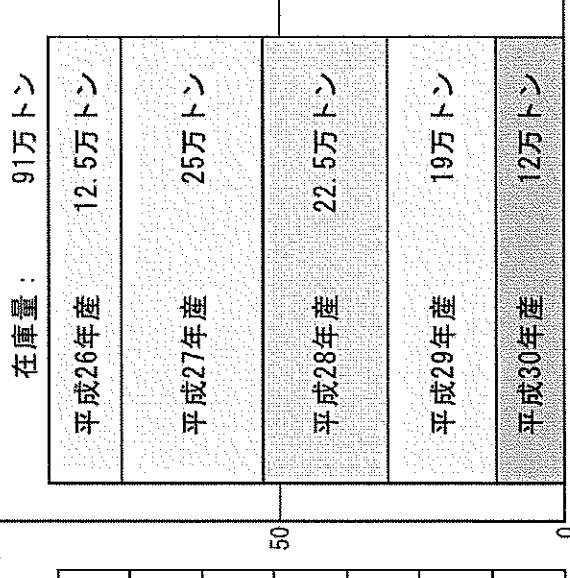
飼料用等として売却

政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

平成25年産	18万トン
平成26年産	25万トン
平成27年産	25万トン
平成28年産	22.5万トン
平成29年産	19万トン
平成30年産	12万トン
令和元年産	19万トン

【現在の備蓄状況】



令和元年6月末

議案資料

議案1	令和2年産の需要に応じた米等の生産について	…P	1
議案2	令和2年産主食用米の生産基準数量の設定及び 地域協議会への配分について	…P	9
議案3	令和2年産主食用米の地域協議会間調整の実施について	…P	13
議案4	令和2年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について	…P	17

令和2年産の需要に
応じた米等の生産について

(案)

令和元年12月
石川県農業活性化協議会

目次

令和2年産の需要に応じた米等の生産について

- 1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み1
- 2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法2
- 3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整3
- 4 水田フル活用の促進4
- 5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用5
- 6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割6

令和2年産の需要に応じた米等の生産について

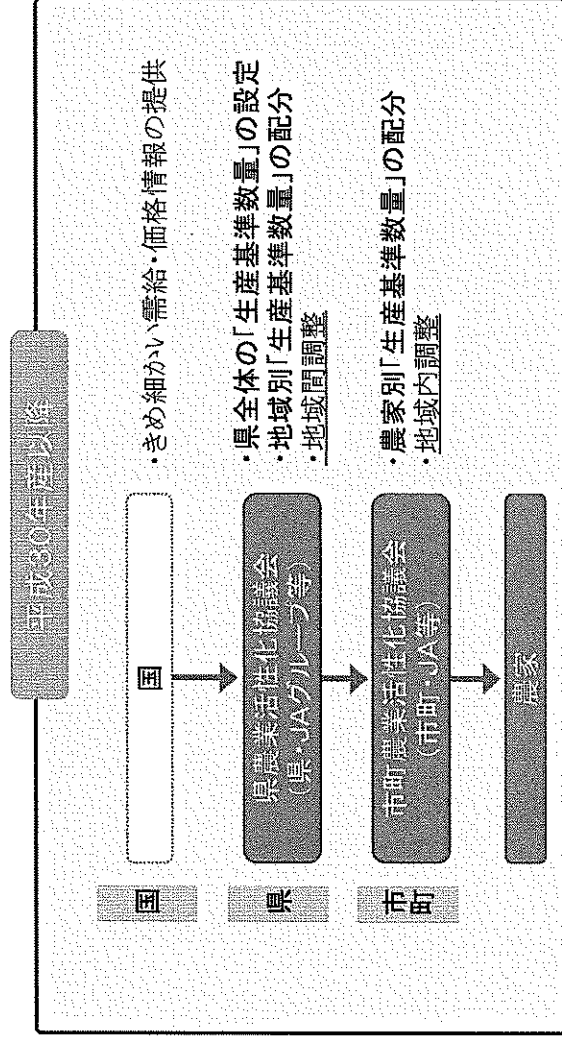
1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み

○本県における基本的な考え方（平成29年3月24日県農業活性化協議会通常総会において決定）

- ・主食用米の需要減少が見込まれる中で、本県農業者の所得を確保するためには、県産米へのニーズに応えるための売れる米づくりに向けた取組を推進する一方、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要。
- ・このため、県段階及び地域段階の農業活性化協議会を中心に、農業者、農業関係機関・団体、行政等が一体となつて、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米の生産（需給調整）を基本に、麦、大豆、園芸作物、非主食用米等を適切に組み合わせた水田のフル活用の取組を進め、本県農業者の所得の確保を図る。
- ・国に対し全国段階における主食用米の需給バランスの確保を要望しつつ、生産者が取り組みやすく、現場に大きな混乱をきたさないよう、従来のスキームを基本とした仕組みを構築するとともに、全国段階での米需給や各県の動向を注視しながら、生産現場の意見等を踏まえて取組の見直しを行う。

○需要に応じた米等の生産の仕組み

- ・生産数量目標に代わる主食用米の「生産基準数量」を設定し、県段階から地域段階、地域段階から農家段階に提示し、基準数量以内の生産となるよう調整
- ・県協議会、地域協議会が連携し、需給調整に対する農家の理解が得られるよう働きかけるとともに、きめ細かな情報を提供



2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法

(1) 主食用米の「生産基準数量」の設定

- ・県農業活性化協議会において、行政、生産者、販売業者など関係者の合意のもと主食用米の「生産基準数量」を決定。
- ・主食用米の「生産基準数量」は、国の考え方も踏まえつつ、国が公表する本県需要実績に基づき設定。
- ・将来的な県産米の需要見込みを考慮した配分を見据え、地域や集荷業者等ごとの需要見込みの把握方法を検討。

本県における令和2年産主食用米の「生産基準数量」

区分	元年産	2年産	増減(2-1年)
全国の生産量の見直し	718～726 万トン	708～717 万トン	▲9～10 万トン
本県の生産基準数量	120,996 トン	119,342 トン	▲ 1,654 トン
平年収量(※)	520 kg/10a	520 kg/10a	0 kg/10a
面積換算値	23,268 ha	22,950 ha	▲ 318 ha

※「農林水産省作物統計」より

・平成28～30年産の本県需要実績に、全国の生産量の見直しの減少を勘案し、設定。

・全国の需給見通し等の減少を勘案した計算結果は117,844～119,342トンとなるが、令和2年産米の生産基準数量は、需要環境の安定に配慮しつつ、本県の戦略作物等を含めた生産実績を踏まえ、119,342トンとする。

(2) 県協議会から地域協議会への配分

- ・主食用米の「生産基準数量」は、これまでと同様、水田台帳面積と1等米比率を基本として算定することとし、地域ごとの生産力の実態と乖離しないよう、水田台帳面積に主食用米の作付率を乗じることで作付実績を考慮する。
- ・激変緩和のため、作付率の反映は30年産は1/3算入、元年産は2/3算入とし、2年産以降は経過措置を廃止する。

※作付率：主食用米の「生産基準数量」(生産数量目標)に対する主食用米の作付面積(上限100%、7中5で算出)。作付率が高いほど配分数量が増える仕組み

(3) 地域協議会から認定方針作成者への配分

- ・地域の生産実績等を踏まえた地域独自の配分に配慮。

(4) 水田台帳面積の報告、作付実績の確認

- ・各市町は水田台帳面積を整備し、9月末までに県に報告。
- ・地域協議会が営農計画書に基づき、農業者ごとの主食用米の作付実績を確認し、7月末までに県協議会に報告。

※修正が必要となった場合は10月末までに報告

3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整

・主食用米の「生産基準数量」を遵守した上で主食用米の生産を最大限に行うため、基準数量の地域協議会内と地域協議会間の調整をきめ細かに実施することにより、需要に応じた主食用米の作付けを目指す。

→地域協議会間の調整は県協議会事務局が、地域協議会内の調整は地域協議会事務局が中心となり実施

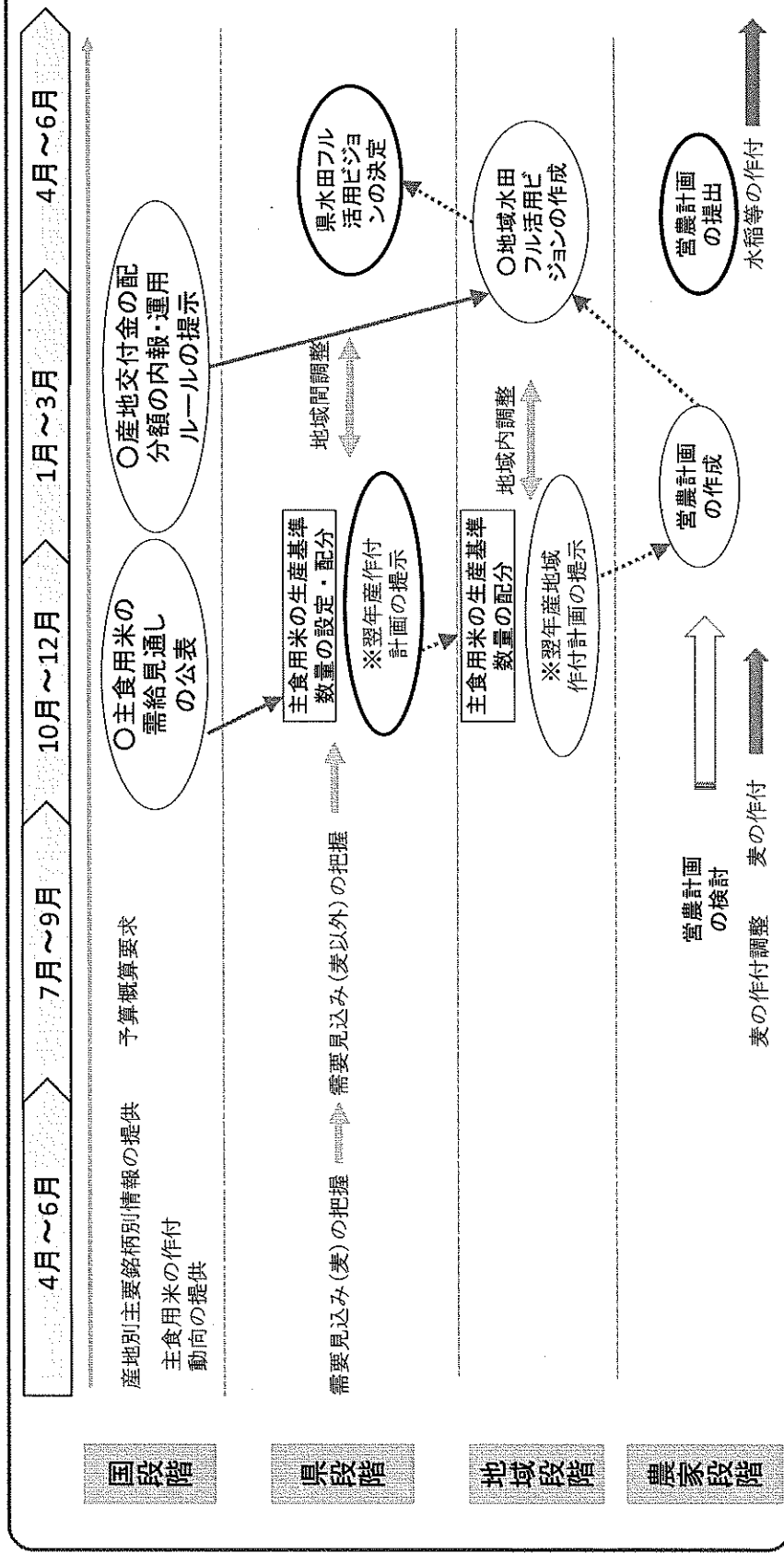
・主食用米の「生産基準数量」の円滑な調整とともに需要のある作物の生産拡大に向けた取組を促す観点から、基準数量の出し手となる地域協議会に対して、調整数量（面積）に応じた産地交付金を配分。（5,000円/10a 第1回調整時のみ）
 ※出し手地域協議会は、上乘せ交付された産地交付金を主食用米以外の作物作付けに対する産地交付金の財源の一部として活用

時期	県協議会	地域協議会
12月	主食用米の「生産基準数量」の配分 (県協議会⇒地域協議会)	主食用米の「生産基準数量」の配分 (地域協議会⇒農家)
1月～ 2月中旬	第1回地域協議会間調整会議 ・今後のスケジュール等 H31年産米の数量調整に係る意向調査の実施 (県協議会⇒地域協議会)	地域協議会内調整の実施 (地域協議会⇄農家)
2月下旬		地域内で調整未了となった数量を報告 (地域協議会⇒県協議会)
3月上旬	第2回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 (県協議会⇒地域協議会)	調整数量の通知 (地域協議会⇒農家)

※過不足のない主食用米の作付けを図るため、3月上旬以降も可能な限り対応することとする。

4 水田フル活用の促進

- ・実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。
- ・麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、加工用米、備蓄米、飼料用米等新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を抑制する。
- ・需要に応じた作物の作付の推進に向け、引き続き県協議会・地域協議会段階の「水田フル活用ビジョン」において生産振興方針等を示す。



5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用

(1) 産地交付金の趣旨

・「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある産品の産地づくりに向けた取組を支援するもの。

- A：都道府県や地域協議会が対象作物、助成水準等を設定するもの（戦略作物の作付等に応じて県が地域協議会に財源を配分するもの）。
- B：国が指定する取組に対し、当年の実績に応じて都道府県に配分するもの。

(2) 県における配分方法

- ・県設定：①園芸5品目の新規作付増反面積、②麦、大豆、非主食用米、園芸5品目等の二毛作面積に応じて交付。
- ・地域配分：①麦、大豆を基幹作とした水田の高度利用面積、②耕畜連携面積、③生産基準数量地域間調整の出し手面積、④旧従来枠シェア、⑤麦、大豆、産地戦略作物等における総作付面積のシェアに応じて配分。

(3) R2産地交付金の見直しの概要

追加配分の対象となる取組を以下のように見直し

【令和元年産】

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米 米粉用米	多収品種の取組	12,000円/10a
そば なたね	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a
転換作物	主食用米作付面積の減少 ※R1のみ緊急的に5,000円/10a加算	10,000円/10a +5,000円/10a
高収益作物等	主食用米面積減少と併せて作付面積の拡大	20,000円/10a
新市場開拓用米	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a
畑地化	畑地化の取組 ※取組年度限り、交付可	105,000円/10a

【令和2年産】（概算要求）

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米 米粉用米	多収品種の取組	12,000円/10a
そば なたね	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a
転換作物	主食用米作付面積の減少（注1）	10,000円/10a
高収益作物等	主食用米面積減少と併せて作付面積の拡大	20,000円/10a
新市場開拓用米	作付の取組（基幹作のみ）	20,000円/10a

（注1）県全体の主食用米作付面積減少に対する配分

（注2）畑地化の取組（105,000円/10a）は、R2より「高収益作物定着促進等助成」により実施。（県及び地域が作成する「水田農業高収益化推進計画」が必要）

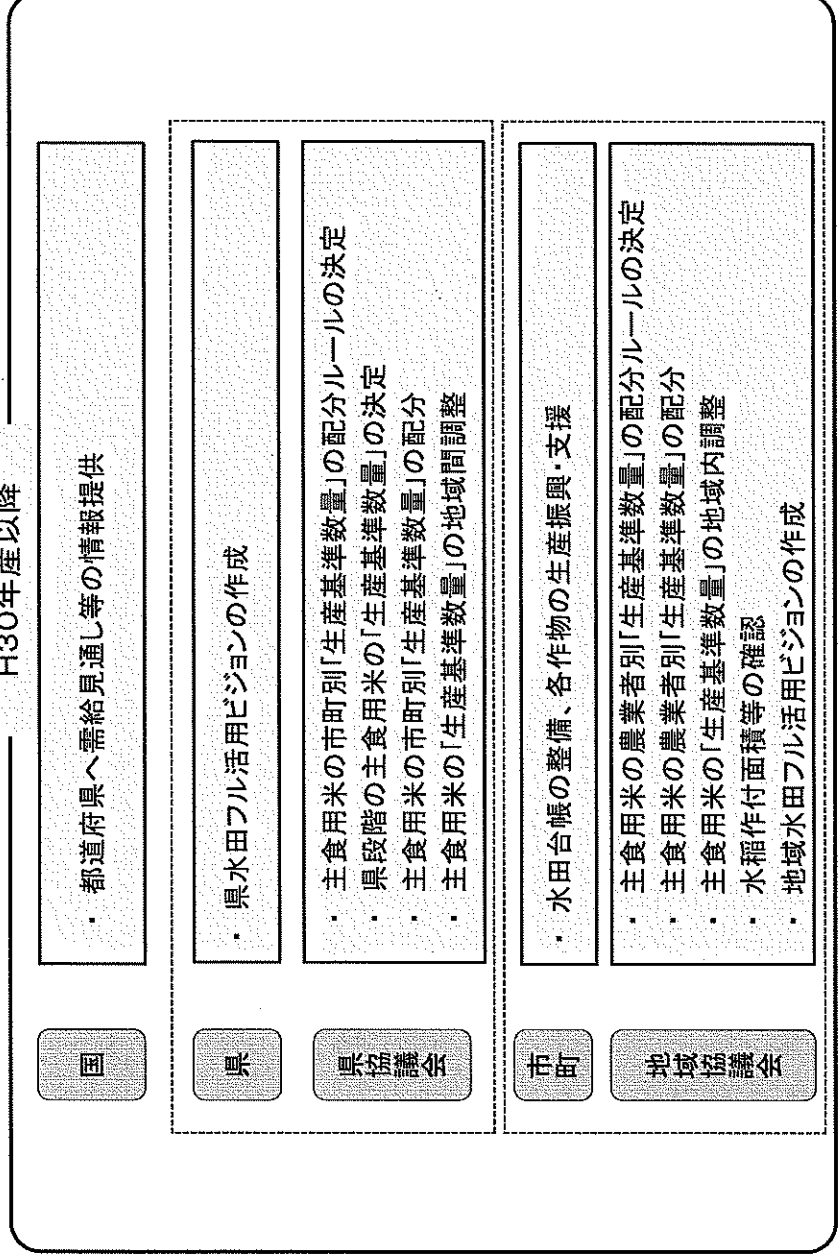
(4) 配分等のスケジュール（予定）

- ・1月中旬 国からの産地交付金の配分額の内報・運用ルールの提示
- ・1月下旬 産地交付金の配分案の作成（県協議会）
- ・2月上旬 地域協議会・農家からの意見聴取
- ・3月上旬 県農業活性化協議会において、産地交付金の配分を決定

6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割

- (1) 県農業活性化協議会（県、JAグループ、生産者、消費者団体等）
 - ・主食用米の「生産基準数量」の検討など米政策に係る重要事項の審議を行うため、協議会内に地域農業活性化協議会により構成する米政策部会を設置（29年5月設置）。
- (2) 地域農業活性化協議会（市町、JA、生産者、消費者団体等）
 - ・地域の農業振興の基本となる水田フル活用ビジョンを検討するため、地域の幅広い担い手農家や集荷業者・団体等の参画に配慮。
- (3) 担い手農家等の意向を踏まえた制度運営
 - ・県協議会・地域協議会において、石川県農業法人協会やいしかわ農業振興協議会等の担い手農家等と意見交換を実施し、それらの意を踏まえた制度運営に配慮。
- (4) 運営体制の維持・強化
 - ・実務担当者研修、事務取扱マニュアルの作成などにより実務担当者の資質を向上。国の事務費予算の確保を要望。

H30年産以降



令和2年産主食用米の生産基準数量の設定及び地域協議会への配分（案）

1 本県における生産基準数量の設定

119,342トン(面積換算22,950ha)

(1) 背景

平成28～30年産の生産基準数量は、シェア率を平成27年から固定しており、国が公表する本県需要量との乖離が発生していたため、令和元年産以降の生産基準数量は、国の考え方も踏まえつつ、需要実績に基づき設定することとしている。

(2) 設定方法

平成28年～30年の石川県産米の需要量(3カ年平均)
122,780トン…①

平成28年～30年の全国の生産数量目標等(3カ年平均)
7,376,666トン…②

令和2年産 全国の主食用米生産量の見通し
708～717万トン…③

全国の主食用米生産量の見通し等の減少率(1-③/②)
2.80～4.02%…④

全国の生産量見通し等の減少を勘案した本県の生産基準数量(①×(1-④))
117,844～119,342トン
(前年▲1,654～▲3,152トン)

全国の需給見通し等の減少を勘案した結果、上記のとおりとなるが、令和2年産米の生産基準数量は、需給環境の安定に配慮しつつ、本県の戦略作物等(麦、大豆、非主食用米 他)を含めた生産実態を踏まえ、**119,342トン**とする。

区 分	元年産	2年産	増 減(2-元)
全国の生産量の見通し	718～726 万トン	708～717 万トン	▲9～10 万トン
本県の生産基準数量	120,996 トン	119,342 トン	▲ 1,654 トン
平年収量(※)	520 kg/10a	520 kg/10a	0 kg/10a
面積換算値	23,268 ha	22,950 ha	▲ 318 ha

※ 「農林水産省作物統計」より

2 地域協議会別生産基準数量の配分

(1) 生産基準数量の配分方針

県協議会から地域協議会に対する生産基準数量の配分については、これまでの生産数量目標の市町への配分と同様、本県における生産基準数量のうち、90%を市町から報告のあった見直し後の水田面積、10%をコシヒカリの1等米比率を基本として算定。ただし、作付実績を考慮するため、水田面積に主食用米の作付率（7年中5）を乗じて算定する。

(2) 地域協議会別生産基準数量の算定方法

① 本県における生産基準数量 = (A)

② 教育・試験研究機関（以下「教育機関等」という）における水稻作付予定面積を、該当協議会の基準単収で数量に換算し、当該数量(B)を本県における生産基準数量から控除

$$\text{生産基準数量 (A)} - (B) = (C)$$

③ 水田面積に基づく配分

$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の米生産可能数量 (※3)}}{\text{県全体の米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 90\% = (D)$$

(※3) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収

④ コシヒカリの1等米比率に基づく配分

$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の1等米生産可能数量 (※4)}}{\text{県全体の1等米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 10\% = (E)$$

(※4) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収 × 地域協議会別1等米比率

⑤ 地域協議会別配分数量 = (D) + (E)

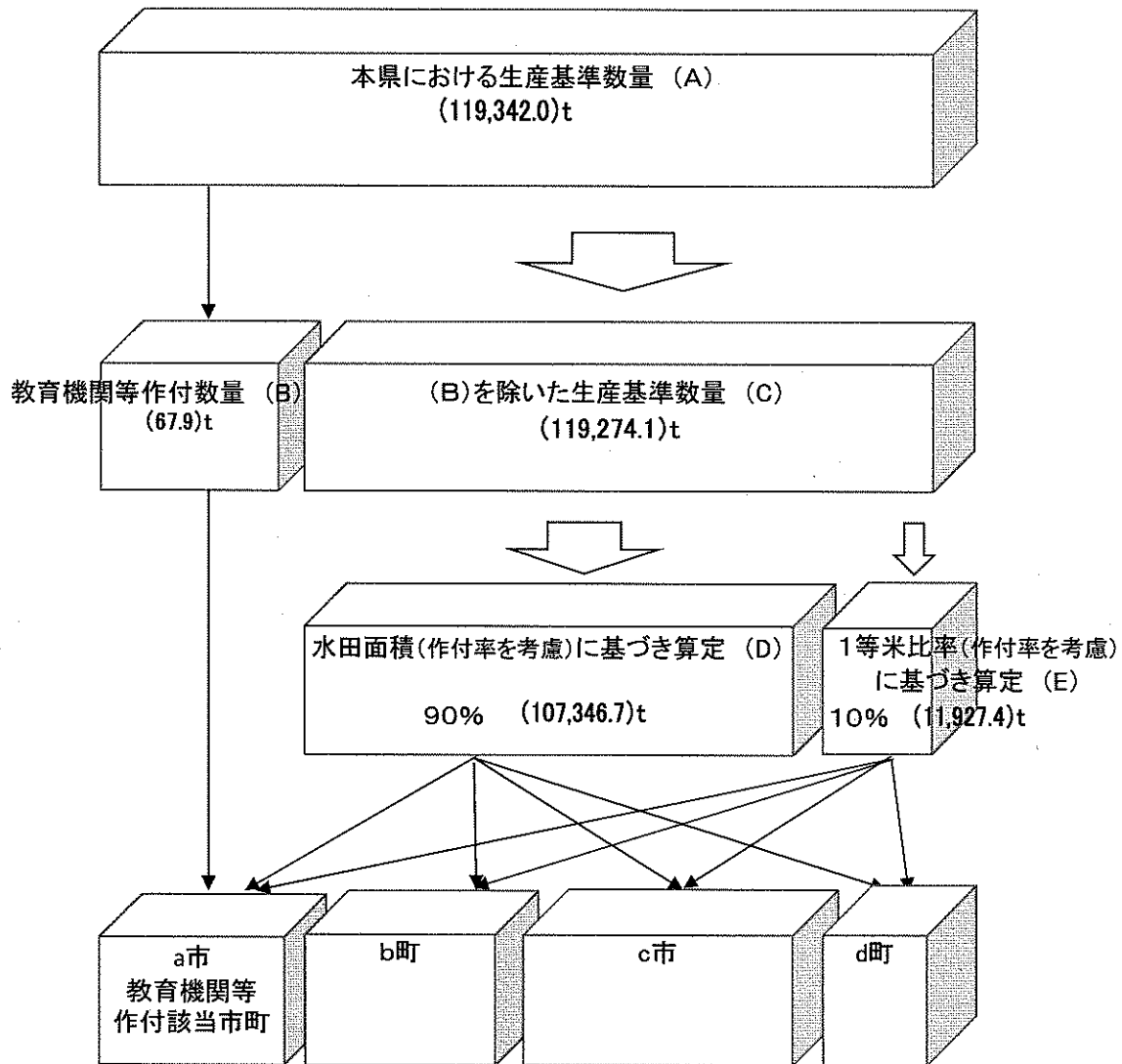
⑥ 上記②で控除した数量 (B) を作付けが行われる地域協議会へ算入

3 生産基準数量達成への取組

県産米の需要に応えるべく、各地域協議会は生産基準数量を最大限作付（深堀解消）できるよう取り組むこととする。

なお、地域協議会の生産基準数量を超える場合、政府備蓄米への売渡しを行うこととする。
(地域協議会別の政府備蓄米売渡数量は生産基準数量の外数で別途設定)

【算定イメージ】地域協議会別生産基準数量の配分方法



＜ 算定の基礎となる指標 ＞

- (1) 水田面積
地域協議会毎の水田面積を基に令和元年度の出入り作面積を加除して算定
- (2) 作付率
地域協議会毎の生産基準数量に対する主食用米の作付面積の割合を直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定。激変緩和のため、平成30年産は非作付率の3分の1、令和元年産は3分の2を算入、令和2年産以降は経過措置を廃止
- (3) 基準単収
地域協議会毎の単収（農林水産統計の直近7年中最高と最低を除いた5年平均）に農林水産統計の加賀・能登別の年平均単収に整合するよう補正して算定
- (4) 1等米比率
地域協議会毎の直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定

令和2年産主食用米の地域協議会別生産基準数量(案)

(トン、ha)

協議会名	2年産当初		元年産当初		元年産当初との差	
		面積換算		面積換算		面積換算
加賀市	11,170.3	2,076.3	11,281.0	2,104.7	▲ 110.7	▲ 28.4
小松市	12,779.0	2,393.1	12,949.1	2,429.5	▲ 170.1	▲ 36.4
能美市	6,094.5	1,126.5	6,181.9	1,144.8	▲ 87.4	▲ 18.3
川北町	2,897.9	516.6	2,957.3	528.1	▲ 59.4	▲ 11.5
白山市	16,160.5	2,896.1	16,479.7	2,958.7	▲ 319.2	▲ 62.6
野々市市	1,095.2	196.3	1,122.2	201.5	▲ 27.0	▲ 5.2
金沢市	11,337.9	2,115.3	11,529.2	2,155.0	▲ 191.3	▲ 39.7
河北郡市	8,348.9	1,581.2	8,457.7	1,603.0	▲ 108.8	▲ 21.8
うち津幡町	5,093.1	961.0	5,181.8	977.7	▲ 88.7	▲ 16.7
うち内灘町	235.8	46.1	236.9	46.4	▲ 1.1	▲ 0.3
うちかほく市	3,020.0	574.1	3,039.0	578.9	▲ 19.0	▲ 4.8
羽咋市	7,519.6	1,454.5	7,590.6	1,471.0	▲ 71.0	▲ 16.5
宝達志水町	4,638.8	899.0	4,670.5	906.9	▲ 31.7	▲ 7.9
志賀町	7,947.8	1,576.9	8,027.1	1,599.0	▲ 79.3	▲ 22.1
中能登町	5,244.0	1,053.0	5,278.4	1,064.2	▲ 34.4	▲ 11.2
七尾市	9,423.6	1,931.1	9,474.9	1,949.6	▲ 51.3	▲ 18.5
穴水町	1,846.7	398.9	1,919.9	415.6	▲ 73.2	▲ 16.7
輪島市	5,007.5	1,060.9	5,145.0	1,090.0	▲ 137.5	▲ 29.1
能登町	3,924.8	851.4	3,978.2	866.7	▲ 53.4	▲ 15.3
珠洲市	3,905.0	822.1	3,953.3	834.0	▲ 48.3	▲ 11.9
県計	119,342.0	22,949.2	120,996.0	23,322.3	▲ 1,654.0	▲ 373.1

(注) 県計の面積換算値は、地域協議会毎に配分した数量を地域協議会毎の基準単収で換算したものを積み上げた面積である。

令和 2 年産主食用米の地域協議会間調整の実施について（案）

1. 趣旨

国から提供された需給見通しに基づき、石川県農業活性化協議会（以下、「県協議会」という。）が設定し、地域農業活性化協議会（以下、「地域協議会」という。）に配分した「主食用米の生産基準数量」（以下、「生産基準数量」という。）について、基準数量内で過不足のない作付けを行うため、地域協議会間の調整を実施する。

2. 調整方法

（1）調整窓口

県協議会及び地域協議会が窓口となり地域協議会間調整を行う。

（2）意向の確認と数量調整

県協議会は、基準数量について、地域協議会に対して意向調査を実施し、各地域協議会からの希望調整数量をとりまとめ、数量調整を行う。

（3）意向調査実施時期

令和 2 年 1 月 24 日（金）～ 2 月 24 日（月）

（4）調整対象

地域協議会から申出のあった数量について調整する。

地域協議会は、地域協議会内で調整した結果、調整できない数量がある場合に申し出るものとする。

（5）調整促進措置

調整促進措置として、基準数量の出し手地域協議会に対して、調整分の面積に応じて、転換作物拡大分として産地交付金を交付する。

（6）調整数量の計算方法

① 拡大希望数量が縮小希望数量を超える場合

縮小希望地域協議会に対して、申出数量全量を縮小することとし、拡大希望地域協議会に対して、次のアとイによって計算した合計数量により配分する。

なお、配分計算は、拡大希望地域協議会間の計算による配分格差を是正するため、地域協議会が拡大希望する方針作成者に当初配分した基準数量に基づき行うこととし、計算数値は、地域協議会からの報告のあった数値を用いる。

- ア. 「元年産主食用水稲作付面積の数量換算値から2年産当初配分数量を控除した数量による配分【5割】」
 イ. 「2年産当初配分数量による配分【5割】」

【ア. 計算方法】

(計算式) 対象となる方針作成者毎の元年産主食用水稲作付面積の
 数量換算値 - 2年産当初配分数量 …… ㊦

縮小希望合計の5割× $\frac{\quad}{\quad}$

(㊦の方針作成者合計数量)

*㊦については「2年産当初配分数量」が「元年産主食用水稲作付面積の数量換算値」を下回った方針作成者が対象

【イ. 計算方法】

(計算式) 対象となる方針作成者毎の2年産当初配分数量 …… ㊧

縮小希望合計の5割× $\frac{\quad}{\quad}$

(㊧の方針作成者合計数量)

② 縮小希望数量が拡大希望数量を超える場合

上記アの計算によらず、縮小希望協議会の申出数量全量を縮小する。

なお、配分計算は、拡大希望地域協議会間の計算による配分格差を是正するため、地域協議会が拡大希望する方針作成者に当初配分した基準数量に基づき行うこととし、計算数値は、地域協議会からの報告のあった数値を用いる。

③ 縮小希望数量又は拡大希望数量が無い場合

縮小希望協議会が無く拡大希望協議会有一些ある場合又は、拡大希望協議会が無く縮小希望協議会有一些ある場合は、申出数量全量を調整未了とする。

なお、地域協議会間調整の1回目で県留保分があり、2回目で縮小希望協議会が無く拡大希望協議会有一些ある場合は、上記アの計算方法により、拡大希望協議会の申出数量全量を対象に県留保分の配分を行う。

また、2回目の地域協議会間調整で拡大希望協議会が無い場合、縮小希望協議会有一些あっても申出数量全量を調整未了とし、県留保分は1回目の地域協議会間調整における縮小希望協議会の申出数量に基づき按分した数量を返還する。ただし、1回目で縮小希望のあった地域協議会に対する調整分の転換作物面積に応じた10a当たり5千円の産地交付金の配分は変更しない。

(7) 調整の留意事項

地域協議会間調整は、基準数量を順守する地域協議会をもって調整する。

調整未了となった場合には、創意工夫により、全地域協議会での生産調整達成に努めることとする。

(8) 2月24日以降の数量調整

2月24日以降、新たな縮小希望数量が明らかに発生することが見込まれる場合は、調整可能な期間内に限り本調整方法に準じて2回目の数量調整を行う。

この場合、出し手地域協議会への産地交付金の交付は行わない。

3. 地域協議会間調整数量の決定・通知・報告

地域協議会間調整会議を開催し、調整数量を決定する。

地域協議会間調整会議は、県協議会事務局会議をもってあてることとし、調整結果について、地域協議会へ通知するとともに、県協議会総会に報告するものとする。

なお、2月24日以降の調整結果についても、同様とする。

4. スケジュール

12月16日(月)	第2回県協議会通常総会の開催
12月19日(木)	第2回地域協議会担当者会議の開催
1月24日(金)～	令和2年産の数量調整にかかる意向調査(1回目)
2月24日(月)	の実施
3月上旬	地域協議会間調整会議の開催 (意向調査結果と数量調整)
3月上旬	対象地域協議会への通知
3月上旬	第3回県協議会通常総会への調整結果報告

参 考 资 料

令和2年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(数量)

市町名	2年産当初 ①	元年産当初 ②	元年産との差 当初比較	
			③=①-②	増減率 ④=③/②
	t	t	t	%
加賀市	11,170.3	11,281.0	▲ 110.7	▲ 1.0
小松市	12,779.0	12,949.1	▲ 170.1	▲ 1.3
能美市	6,094.5	6,181.9	▲ 87.4	▲ 1.4
川北町	2,897.9	2,957.3	▲ 59.4	▲ 2.0
白山市	16,160.5	16,479.7	▲ 319.2	▲ 1.9
うち 翠星高校	17.3	17.3	0.0	0.0
野々市市	1,095.2	1,122.2	▲ 27.0	▲ 2.4
うち 県立大学	5.4	5.5	▲ 0.1	▲ 1.8
金沢市	11,337.9	11,529.2	▲ 191.3	▲ 1.7
うち 県農業試験場	45.2	45.2	0.0	0.0
河北郡市	8,348.9	8,457.7	▲ 108.8	▲ 1.3
うち 津幡町	5,093.1	5,181.8	▲ 88.7	▲ 1.7
うち 内灘町	235.8	236.9	▲ 1.1	▲ 0.5
うち かほく市	3,020.0	3,039.0	▲ 19.0	▲ 0.6
羽咋市	7,519.6	7,590.6	▲ 71.0	▲ 0.9
宝達志水町	4,638.8	4,670.5	▲ 31.7	▲ 0.7
志賀町	7,947.8	8,027.1	▲ 79.3	▲ 1.0
中能登町	5,244.0	5,278.4	▲ 34.4	▲ 0.7
七尾市	9,423.6	9,474.9	▲ 51.3	▲ 0.5
穴水町	1,846.7	1,919.9	▲ 73.2	▲ 3.8
輪島市	5,007.5	5,145.0	▲ 137.5	▲ 2.7
能登町	3,924.8	3,978.2	▲ 53.4	▲ 1.3
珠洲市	3,905.0	3,953.3	▲ 48.3	▲ 1.2
計	119,342.0	120,996.0	▲ 1,654.0	▲ 1.4

令和2年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(面積換算)

市町名	2年産当初 ①	元年産当初 ②	元年産との差 当初比較	
			③=①-②	増減率 ④=③/②
	ha	ha	ha	%
加賀市	2,076.3	2,104.7	▲ 28.4	▲ 1.3
小松市	2,393.1	2,429.5	▲ 36.4	▲ 1.5
能美市	1,126.5	1,144.8	▲ 18.3	▲ 1.6
川北町	516.6	528.1	▲ 11.5	▲ 2.2
白山市	2,896.1	2,958.7	▲ 62.6	▲ 2.1
うち翠星高校	3.1	3.1	0.0	0.0
野々市市	196.3	201.5	▲ 5.2	▲ 2.6
うち県立大学	1.0	1.0	0.0	0.0
金沢市	2,115.3	2,155.0	▲ 39.7	▲ 1.8
うち県農業試験場	8.4	8.4	0.0	0.0
河北郡市	1,581.2	1,603.0	▲ 21.8	▲ 1.4
うち津幡町	961.0	977.7	▲ 16.7	▲ 1.7
うち内灘町	46.1	46.4	▲ 0.3	▲ 0.6
うちかほく市	574.1	578.9	▲ 4.8	▲ 0.8
羽咋市	1,454.5	1,471.0	▲ 16.5	▲ 1.1
宝達志水町	899.0	906.9	▲ 7.9	▲ 0.9
志賀町	1,576.9	1,599.0	▲ 22.1	▲ 1.4
中能登町	1,053.0	1,064.2	▲ 11.2	▲ 1.1
七尾市	1,931.1	1,949.6	▲ 18.5	▲ 0.9
穴水町	398.9	415.6	▲ 16.7	▲ 4.0
輪島市	1,060.9	1,090.0	▲ 29.1	▲ 2.7
能登町	851.4	866.7	▲ 15.3	▲ 1.8
珠洲市	822.1	834.0	▲ 11.9	▲ 1.4
計	22,949.2	23,322.3	▲ 373.1	▲ 1.6

令和2年産米の配分に係る市町別基準単収

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙第1の第5の2の(3)の地域の合理的な単収)

	2年産米配分 基準単収 (kg/10a) ①	元年産米配分 基準単収 (kg/10a) ②	基準単収の増減 (kg/10a) ③=①-②
加 賀 市	538	536	2
小 松 市	534	533	1
能 美 市	541	540	1
川 北 町	561	560	1
白 山 市	558	557	1
野 々 市 市	558	557	1
金 沢 市	536	535	1
津 幡 町	530	530	0
内 灘 町	512	511	1
か ほ く 市	526	525	1
羽 咋 市	517	516	1
宝 達 志 水 町	516	515	1
志 賀 町	504	502	2
中 能 登 町	498	496	2
七 尾 市	488	486	2
穴 水 町	463	462	1
輪 島 市	472	472	0
能 登 町	461	459	2
珠 洲 市	475	474	1